

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

25

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に係る地方創生道整備推進交付金を間接補助から直接補助に変更すること

## 提案団体

奈良市

## 制度の所管・関係府省

内閣府、農林水産省

## 求める措置の具体的内容

市町村が認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合に交付される地方創生道整備推進交付金の交付先を当該市町村が属する都道府県ではなく、当該市町村とし、国から市町村への直接補助とすることを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

地方創生道整備推進交付金交付要領第2では、認定地方公共団体である市町村が、認定地域再生計画に基づき林道の整備を行う場合、当該市町村を間接補助事業者等とし、当該市町村が属する都道府県を交付先するとされている。

また、森林法第193条では、「国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき、…市町村その他政令で定める者が行う場合にあってはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」とされている。

そのため、林道事業に係る補助の制度は、市町村に対する補助は県が行い、その費用の「一部」を国が補助することから、県は義務的に国からの補助に上乗せして補助しなければならない仕組みとなっている。

### 【支障事例・制度改正の必要性】

市町村が都道府県を通して地方創生道整備推進交付金を受けるには、都道府県の予算化が必須となることから、本市が属する県の予算化においては、前年度予算を目安に査定されることから、県の予算化がボトルネックとなり、本市は県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられ、真に必要な交付金を国に対して申請することができない状況にある。

また、都道府県の予算化が必要であることから、都道府県の予算スケジュールに縛られ、機動的な事業の執行ができないという支障も生じている。

なお、本市では、今回の地方創生道整備推進交付金において市道と林道を合わせてその交付を受けているところ、市道の整備を行う場合については林道の整備を行う場合のような交付先に関する規定が地方創生道整備推進交付金交付要領にないため、国から直接交付を受けている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村は、都道府県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられることなく、真に必要な交付金を国に対して申請することが可能となり、地方創生道整備推進交付金を活用した効果的な事業の実施を行うことができる。

また、都道府県の予算措置やスケジュール等に縛られることなく、市町村は効率的に林道整備事業を執行することができる。

## 根拠法令等

地域再生法第13条第1項、森林法第193条、地方創生推進交付金制度要綱(平成28年4月20日付け府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環境対発第1604201号環境事務次官通知)第6の2の1)、地方創生道整備推進交付金交付要綱(平成28年4月20日付け28農振第150号農林水産事務次官通知・国道環安第8号国土交通事務次官通知)、地方創生道整備推進交付金交付要領(平成28年4月20日付け28農振第167号農林水産省農村振興局長通知、林28林整整第30号林野庁長官通知、国道総政第26号国土交通省道路局長通知)第2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

広島市

—

## 各府省からの第1次回答

### 【意見】

現行制度のままとする。

### 【理由】

林道は森林整備及び木材輸送の効率化に必要な基盤であり、市町村境を越える場合も多いこと、広域の森林資源の状況を俯瞰した上で計画することが重要であることから、森林法第5条において、林道の開設及び改良に関する計画は都道府県が地域森林計画において策定することとしており、都道府県が林道整備支援において一定の関与をすべきである。このため、同法第193条は林道整備支援に対する都道府県の負担を求めているとともに、都道府県を通じた間接補助としている。

また、平成17年の地域再生法成立に伴い創設された当該交付金の林道整備支援については、地方公共団体からの強い要請により、市町村の負担軽減の観点から、都道府県を通じた間接補助の仕組みを維持することとなったものである。

このため、現行の制度が適当と考える。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市が今年度の国費要望を行う過程において県の予算化がボトルネックになったと受け止めている。

御意見のとおり、法の立法趣旨からして林道整備支援において都道府県が一定の関与をすべきもので、都道府県の負担を求めることについては承知するところである。

しかし、本来的には市町村の負担軽減の観点から都道府県の負担を求めているにもかかわらず、実情としては県予算が前年度ベースにて予算化されることから、現行の間接補助の仕組みでは、市が予算化を進めても、県の予算化がボトルネックとなり、県予算の範囲内から逆算的に国費要望を強いられ、真に必要とする事業に対する交付金を申請できない状況にある。そのため、当市では地方創生道整備推進交付金により早期また着実に市道と林道を一体的に整備し、当市の地域・経済・産業の活性化を図っていきたいにもかかわらず、事業計画に基づいた機動的な事業の執行が困難な状況にある。更には当該交付金においては内閣府予算が未配分(398億円のうち未配分21億円(R5.4.26時点))であるにもかかわらず、やはり県予算がボトルネックとなり市町村への配分が行き届いていない実情がある。

以上のことから、平成17年の地域再生法成立に伴い創設された当該交付金の林道整備支援については、創設から18年が経過しており、上記の実情に合わせ、国費措置のみによる機動的な事業執行が可能となる場合もあり、地方創生道整備推進交付金交付要領の改正により現行の間接補助に加え、国から市町村への直接補助も可能とする等の柔軟な制度設計を検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

都道府県に与える影響を踏まえ、慎重な対応を求める。

## 各府省からの第2次回答

### 【意見】

現行制度のままとする。

### 【理由】

第1次回答で指摘したとおり、林道は、森林整備及び木材輸送の効率化に必要な基盤であり、市町村境を越える場合も多いため、広域の森林資源の状況を俯瞰した上で計画することが重要である。このため、林道事業を含む地域再生計画については、計画作成段階で都道府県と市町村の間で、都道府県が定める地域森林計画を基に林道の整備の在り方を調整することとしている。

また、現行の林道の費用負担の仕組みは、市町村側からの強い要請によって構築されたものであり、この点も踏まえると現行の制度を維持することが適当と考えている。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

農用区域内でアクアポニックスを実施可能とするための農業用施設の要件見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農用区域内において水耕栽培と水産養殖を組み合わせた農法「アクアポニックス」用途での施設設置ができるよう、農業用施設の要件の見直しを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

農用区域には、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設を設置することができるが、「養魚施設」は農業用施設に該当しないこととなっている。また、混在施設(1個の建築物その他の工作物で農業用施設に該当する部分と該当しない部分から構成されている施設)の用地は、農業用施設用地にはなじまないものとされているため、水耕栽培施設と養魚施設を組み合わせたアクアポニックスの施設は農用区域に設置することができない。

【支障事例】

令和4年度に、農用区域でイチゴのハウス栽培を行っている事業者から、同場所でのイチゴ栽培とナマズ養殖を掛け合わせたアクアポニックスの実施に向けた相談があったが、上記のとおりアクアポニックスの施設は農用区域に設置することができず、また、同土地は農用区域からの除外ができない土地であったため、予定地での実施を断念せざるを得なかった。

【制度改正の必要性】

農林水産省の養殖業成長産業化総合戦略(令和2年7月)においても、アクアポニックスについて「生産性と環境への配慮が両立できる生産システムであり、今後の研究の広がりが期待されている」とされているところ、制度改正の必要性があるものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

アクアポニックスなど、農業と水産などの他の分野が連携したハイブリッド式農法を農用地で実施できるようになり、農地の活用と新規事業の参画による農業の活性化を図ることができる。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条  
農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1-(4)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、川崎市

—

## 各府省からの第1次回答

農振法においては、農業生産基盤整備等の農業施策を集中的に実施するため、市町村が今後相当長期（おおむね10年以上）にわたり、農業上の利用を確保すべき土地について、農用地区域に設定し、優良な農地を確保している。

その上で、地域の農業振興上相当長期にわたって確保することが必要な「水耕栽培施設」等の農業用施設については、これらの農業用施設の用に供される土地を農用地区域の農用地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない土地に計画的に用途を区分し定めた上で、配置することとしている。

ご提案にあるアクアポニックスを構成する「養魚施設」については、農業用施設に該当しないことからアクアポニックスの施設を農業用施設として取り扱うことは困難であるが、「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」（令和3年3月4日付2農振第2935号農林水産省農村振興局長通知）に基づき、申請者が地域農業との関係等について市町村と協定を締結し、農地への復旧が容易な養殖池とする場合は、農用地区域内でも10年以内を期間とする一時転用許可を受けることが可能であり、さらに当該一時転用期間の満了後は、再度転用許可を受けることが可能である。

このことから、水耕栽培施設の隣接地に上記通知に基づく養殖池を設置することで、これらの施設を組み合わせたアクアポニックスを農用地区域内に設置することは可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて」は、農地を一時転用して養殖池として利用する場合の取扱いについて記載されているが、農業用施設の扱いではないため、容易に農地へ復元できることが要件となっており、コンクリート打設などをすることができない。実情を鑑みると、閉鎖空間で生育環境を制御して農産物等を安定的に生産するアクアポニックスを本通知の対象とすることは難しいと考えている。アクアポニックスは魚の排せつ物を肥料として水耕栽培を行うものであるため、総合的・実質的に判断して、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第1号の規定にある「植物工場」に該当する農業用施設として扱うべきものとする。第1次回答にある、アクアポニックスを農業用施設として取扱うことが困難である通知や考え方等があればご教示いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

—

## 各府省からの第2次回答

提案団体の求めるアクアポニックスを構成する養魚施設は、専ら魚の排せつ物を水耕栽培の肥料とするための農業生産のために必要な機能を有しているだけでなく、養魚施設で育てた魚の販売も目的とした水産業の機能も有している。

このことから、当該施設は、農業生産との関連が希薄な機能も有しているため、混在施設に該当し、植物工場（農業用施設）として取り扱うことはできない。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

32

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的策定を可能とすること

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「市町村森林整備計画」と「特定間伐等促進計画」の一体的策定を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

市町村が策定を義務付けられている「市町村森林整備計画」と当該計画に適合して策定することができる「特定間伐等促進計画」について、両計画をそれぞれ策定する必要があるが、両計画の記載事項は、「間伐」、「造林」、「作業路網の整備」に関する事項など一部重複している。

【支障事例・制度改正の必要性】

「市町村森林整備計画」と「特定間伐等促進計画」の2つの計画をそれぞれに策定する必要があり、両計画の一体的策定ができないことによる非効率(事務、人員及び経費負担)が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画策定に係る事務、人員及び経費の負担が軽減され、計画策定業務の効率化に繋がる。

根拠法令等

森林法第10条の5第1項、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、久留米市

—

各府省からの第1次回答

市町村森林整備計画は、伐採及び伐採後の造林届の適合基準や、森林経営計画の認定基準となる施業の指針などを定める計画です。これに対し、特定間伐等促進計画は、特定間伐等の実施の促進に向け、区域や目標、間伐や造林を行う主体や実施箇所等を含む個別具体的な計画なので、柔軟な変更に対応するためには、個別の計画として策定することが望ましいと考えています。

一方、運用上、市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的な策定を妨げるものではありません。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「運用上、市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画の一体的な策定を妨げるものではありません」と回答があるが、一体的な策定が可能であることを明確に示していただきたい。また、一体的に策定した場合においても、貴省が行う森林整備事業の交付金の対象となるなど当該事業の運用上も問題が生じないように確実に御対応いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、市町村が策定を義務付けられている「市町村森林整備計画」と当該計画に適合して策定することができる「特定間伐等促進計画」において内容の重複が見られる計画については、統廃合などの見直しを行うこと。また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

市町村森林整備計画と特定間伐等促進計画を一体的に策定することが可能であることを令和5年度内に関係通知の改正等により明確化し、地方公共団体に周知します。

なお、一体的に策定された場合であっても、それぞれの計画の効力や、補助事業の適用等については、個別に策定された計画と同様となります。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

(4) 森林法(昭26法249)及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平20法32)

市町村森林整備計画(森林法10条の5)及び特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法5条)については、一体的に策定することが可能であることを明確化し、市町村に令和5年度中に通知する。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

市町村森林整備計画の変更手続の簡素化

提案団体

福井市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

市町村森林整備計画の軽微な変更(都道府県作成の地域森林計画の変更を受けての変更など変更内容に市町村の判断を伴わない形式的な変更をいう。以下同じ。)の場合においては、次のような変更手続の簡素化を求める。

市町村森林整備計画の案の公告後の縦覧期間(30日間)について、軽微な変更の場合には2週間程度以内に短縮できるように改める。

実務上、国への意見聴取や県への正式な協議に先立って事前協議が必要とされているが、軽微な変更の場合には事前協議を行わなくてもよい運用に改める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

都道府県知事は、地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるときは、市町村に当該市町村森林整備計画を変更すべき旨を通知し、市町村は、通知を受けたときは森林整備計画を変更しなければならないとされている(森林法第10条の6第1項、第2項)。

市町村森林整備計画を変更する場合は、「学識経験者からの意見聴取」、「計画書(案)の縦覧」、「国への意見聴取・県への協議」などの所定の手続を経る必要がある(同法第10条の6第4項)。また、実務上、国への意見聴取や県への正式な協議に先立って、事前協議も必要とされている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当市の属する県は、毎年12月頃に地域森林計画を変更しており、当市は県からの通知を受けた後、翌年3月31日までに市町村森林整備計画の変更をしなければならない。1月から3月までの約3か月間しかない中、上記の様々な変更手続が必要であり、人員や事務、経費の負担が生じている。

特に、地域森林計画を変更する際には、森林法第6条の規定により縦覧を行っていることから、当該地域森林計画の変更を受けて変更する際の市町村森林整備変更計画(案)の縦覧は二重の手続といえ、このような場合については縦覧期間を短縮しても問題は生じないと考える。

また、国への意見聴取及び県への協議は、事前協議も含めそれぞれ2回ずつ行っているが、軽微な変更であれば、地域森林計画の適合性を確認するのみである(※特に当市では、県の地域森林計画の変更を受けて変更する場合、県から修正文言が指定された形で通知されることから事前協議やすり合わせの必要性が小さい)ため、2回の協議は必要ないと考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

計画変更に要する人員や事務、経費の負担が軽減される。

計画の変更手続の負担が軽減された分を、学識経験者や林業関係者の意見聴取などにあてることにより、計画内容をより一層充実させることができる。

## 根拠法令等

森林法第6条第1項、第10条の5第7項から第9項まで、第10条の6第4項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

郡山市、久留米市、鹿児島市

—

## 各府省からの第1次回答

### 〔公告・縦覧期間の短縮〕

公告・縦覧の期間は、森林所有者のみならず地域住民など様々な関係者が意見を申し立てる機会を十分に提供するため、期間そのものを短縮することは困難と考えます。

一方で、森林面積や引用文書の名称等地域森林計画との形式的な整合をとるために市町村森林整備計画の変更が行われている例もあると承知しており、市町村森林整備計画の変更事例について収集し、市町村の負担軽減に向けて、そもそも計画の変更が必要ないと判断されるケースや、計画書の記載内容の工夫などにより変更が不要と考えられるケースを示すといった対応を検討します。

### 〔事前協議について〕

市町村森林整備計画の樹立・変更に伴う国（森林管理局長）への事前協議の簡素化についてご提案いただいておりますが、事前協議を行うことについては法令の規定や通知による指導等はないものと考えています。また、森林法第10条の5第8項において、関係森林管理局長の意見聴取は「必要に応じ、」行うこととされており、必要に応じて意見聴取の要否をご判断いただくことになっているとともに、事前協議を行うことともなっておりません。

また、市町村森林整備計画の樹立・変更に当たっては、森林法第10条の5第9項により都道府県知事への協議が必要ですが、この協議を円滑に進める観点から、あらかじめ連絡調整を行うよう通知により指導しているところです。この連絡調整は、ご提案の市町村がある都道府県から事前に指導された修正文言どおりの変更である場合など、都道府県知事との協議が円滑に進むことが明らかな場合については、口頭による連絡など簡易な方法で行うなど、変更内容の実情に応じて対応いただくことが可能です。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

### 〔公告・縦覧期間の短縮〕

地域森林計画との形式的な整合を取るために市町村森林整備計画の変更が行われる場合は、その前に地域森林計画を市町村でも公告・縦覧を行い市民を含めた県民に意見を申し立てる機会を十分に提供していることから、市町村森林整備計画の変更に伴う公告・縦覧手続は二重の手続といえるため、期間を短縮する条件を検討していただきたい。市町村の負担軽減に向け、変更が必要ないと判断されるケースや計画書の記載内容の工夫などにより変更が不要と考えられるケースを是非明確に示していただきたい。

### 〔事前協議について〕

関係森林管理局長の意見聴取は「必要に応じ、」の要否の範囲を示していただきたい。

また、本市では、都道府県から事前に指導された修正文言どおりの変更である場合であっても、県により膨大な変更資料一式（計画全文、新旧対照表、図面等）の提出を連絡調整の際に求められているところ。このため、市町村の負担軽減に向けて、最低限必要となる資料の提出（例えば、提出資料を新旧対照表などの計画変更が分かる箇所のみとする、など）や口頭による連絡など簡易な方法による連絡調整が変更内容や地域の実情に応じて可能であることを周知いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、

市町村森林整備計画の策定に係る手続きについては、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。

また、現行制度で対応可能である旨について、十分な周知を行うべきである。

**【全国町村会】**

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

提案のあった形式的な整合を取るための市町村森林整備計画の変更等については、変更が不要であることから事前協議や公告縦覧の手続きも必要ないと判断される事例も含まれると考えられるため、令和5年中に市町村森林整備計画の変更の実態を把握し、変更が不要なケースを地方自治体に周知します。

協議を行う際の、森林管理局長への意見聴取や、都道府県との連絡調整の方法について、簡略化の事例を明確化し、地方自治体に周知します。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

**5【農林水産省】**

**(3) 森林法(昭26法249)**

(i) 市町村森林整備計画の変更(10条の6)については、市町村の事務負担の軽減に資するよう、市町村森林整備計画を変更した事例を分析した上で、計画を変更する必要がない類型及び関係森林管理局長への意見聴取(10条の6第4項において準用する10条の5第8項)の必要がない類型を整理するとともに、都道府県知事との協議(10条の6第4項において準用する10条の5第9項)に先立つ連絡調整については手続の簡略化が可能な類型及びその方法を明確化し、これらの類型及び方法について地方公共団体に令和5年度中に周知する。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

経営所得安定対策等に係る作付面積等の現地確認の方法の見直し

提案団体

小浜市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

経営所得安定対策等実施要綱に定められている作付面積等の確認について、現地確認だけでなく、航空写真及び衛星画像等画像による確認も可能とするよう改正する。

具体的な支障事例

経営所得安定対策等実施要綱により、市町村は地域農業再生協議会の構成員として、交付申請者から提出された営農計画書と作付面積等の照合等に係る確認作業を担うことと定められている。この確認作業については、基本的には農業共済組合等からの情報提供をもとに確認し、確認ができない場合は現地確認を行うものであるが、実態としては、農業共済組合等から提供可能な情報は営農計画書と同等のものであり、基本的に現地調査を要するものとなっている。

当市においては、毎年度の現地確認について、市職員が中心となり県、JA 及び農業共済組合等と協力し8名体制で実施し、約半月を要しており、当該団体の職員が減少する中で事務負担が大きくなっている。

なお、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金においては、市町村による農用地の管理状況の確認について、画像による確認も許容されているところ。作付面積等の確認も画像により可能であることから、経営所得安定対策等においても同様に画像による確認も可能とする改正を求めたい。

なお、画像確認も可能とする改正は、令和4年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におけるアナログ規制の見直しに関する基本的な方向性にも合致するものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

確認手法として画像確認が許容されることにより、現地までの移動等現地確認に要する時間が削減され、事務負担が軽減できる。

また、同じ農地で年に複数の種類の作物が作付けされる場合に、何度も現地に赴く手間を省いたり、申請されていないが、実際は交付対象要件に合致する圃場の発見にもつながり、時期毎に各農地の状態をより正確に把握することが可能となる。

根拠法令等

経営所得安定対策等実施要綱Ⅳ第1 1(2)③ウ(ウ)、Ⅳ第2 1(5)②、Ⅳ第2 2(9)⑥ウ、Ⅳ第2 3(9)⑥ウ、Ⅳ第2 4(4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、福井市、京都府、兵庫県、熊本市、鹿児島市

○当県の地域農業再生協議会においても、毎年、経営所得安定対策等実施要綱に基づき現地確認を行っている。  
国の経営所得安定対策等事業推進事業補助金が全国で平準化されてきており、補助金が減少する中、中山間地域が多く、現地確認等に多大な労力がかかっている。  
また近年、関連の補助事業が増えてきており、事務負担も増加し、運営に支障が生じている地域協議会も出てきている。  
○対象農地である露地畑や水田などの特定と確認には時間と労力を要するため、職員による現地確認に加え、航空写真及び衛星画像等で確認できることは事務の効率化とより正確な把握につながるものとする。

#### 各府省からの第1次回答

経営所得安定対策等に係る作付状況の現地確認については、経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)において、地域農業再生協議会が実施することとされており、その地域農業再生協議会が行う活動については、経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)に記載されている。  
経営所得安定対策等推進事業実施要綱では、現地確認の具体的な実施方法について特段規定していないことから、これまで地域農業再生協議会による航空写真及び衛星画像等を利用した現地確認も可能としており、すでに、当該手法で実施している事例もある。  
また、画像等を利用した現地確認に係る経費についても、本事業補助金から支出することも可能としている。  
当省としても、地域農業再生協議会における業務の軽減及び効率化に向けた取組に、航空写真及び衛星画像等による現地確認は有効と考えているが、現在の要綱上に航空写真及び衛星画像等による現地確認が可能である旨が明記されていないため、次年度の経営所得安定対策等推進事業実施要綱にその旨を明確化したい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの第1次回答に異議はない。要綱上、画像による確認も可能ということが明記されれば、多くの自治体で作付面積確認の効率化が図られるため、引き続き前向きに御検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国市長会】  
提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

#### 各府省からの第2次回答

提案団体等からの見解を踏まえ、次年度の経営所得安定対策等推進事業実施要綱において明確化するとともに、各地方農政局を通じて周知してまいりたい。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【農林水産省】  
(13)経営所得安定対策等交付金  
経営所得安定対策等交付金の交付手続における地域農業再生協議会が実施する対象作物の作付面積等の確認については、画像等の利用が可能であることを明確化するため、令和6年中に「経営所得安定対策等推進事業実施要綱」(平27農林水産事務次官依命通知)を改正する。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

60

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

農山漁村振興交付金における計画認定過程の見直し

提案団体

宮城県、石巻市、岩沼市、東松島市、蔵王町、長野県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、経済産業省

求める措置の具体的内容

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の効率的な運用のため、「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の相談段階で関係する事業実施予定地の都道府県へ情報提供を行い、当該計画の認定審査の際に意見照会の機会を付与すること。また、「六次産業化法」に基づく総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の意見照会をする場合は、意見照会の期間を長く設けるよう運用の改善を行うこと。これに加え、「産業支援型」の事業の実施手続に定めている都道府県事業実施計画の作成を廃止すること。

具体的な支障事例

農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画及び「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画が定められている。各計画は、国から認定を受ける必要があるが、認定時、県に対して適正な意見照会機会の確保、情報提供がなされていない。実際に当県で事業を検討していた事業者が農商工等連携事業計画に関して関東農政局に相談したことがあったが、相談内容について当県に対して情報提供がなかった。そのため、事業概要を把握できず、県下の各自自治体で展開している独自の支援施策等の紹介を行うことができないことがあった。また、交付申請の手續にあたっては、事業実施主体が策定した計画を基に都道府県計画を作成するよう規定、義務化されている。ただし、この計画の内容は、交付要件に定める計画(総合化事業計画等)に基づいて作成されるため、事業目標や内容が達成不可能であり、地域の実情と合わないと考えられる計画でも、それに沿って指導を行わなければならない懸念がある。

これらのほか、交付申請に当たり、事業実施申請者から提出された事業実施計画を都道府県事業実施計画の様式に転記しているのが現状であるため地方農政局長等への提出までに時間がかかり、迅速な事業開始等に支障が生じている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合化事業計画等の認定時に適正な意見照会の機会が確保されることで、事業実施主体の計画について、地域の実情を踏まえた、実現可能な計画策定の支援ができるようになり、その後の事業実施に向けた支援につなげることができる。

また、都道府県事業実施計画の作成を廃止することにより、業務の負担軽減、効率化につながるとともに、農山漁村発イノベーション等に取り組もうとする農林漁業者等への相談対応(例えば、農山漁村発イノベーション事業の都道府県サポート事業にて、事業者の事前相談・計画策定の支援を行い、農山漁村発イノベーション等整備事業や各種必要な事業に繋げるための対応)に注力が可能となる。また、承認に係る期間が短縮できることにより、事業実施主体が事業実施に注力することが可能になる。

## 根拠法令等

農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)実施要領(令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知)別記2-3農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)  
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)第5条  
中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用して行う事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)第4条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

兵庫県、山口県

○農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)に関する補助金の交付要件として「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画が定められているが、認定時、当県に対して意見照会が以前は行われていたが、令和5年度に認定された総合化事業計画に関しては、事前に意見照会及び情報提供の機会が無かった。

## 各府省からの第1次回答

「六次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平成26年6月20日付け26食産第1301号農林水産省食料産業局産業連携課長通知)の規定に基づき、農林漁業者等から総合化事業計画の案の提出があった際、都道府県に対して事前に十分な連絡調整を行うこととしているところです。しかしながら、実態として都道府県に対する事前の連絡調整が行われていないケースが存在していることに関しては、今後各農政局等に対して、都道府県と十分な連絡調整を行うよう指導を徹底してまいります。

「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画については、「農商工等連携事業を促進するためを行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)に基づき、農商工等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。

今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。

なお、事業の目的である農山漁村における農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るためには、地域の実状を把握した上で、事業を円滑かつ効率的に実施することが必要であると考えていることから、本事業においては間接補助事業の形態を取っており、都道府県の主体的な考えのもと実施されるものとなっています。そのため、本補助事業において、補助事業者である都道府県による都道府県計画の作成、協議の手続きは必要なものであり、廃止は検討しておりません。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

総合化事業計画については、第1次回答のとおり各地方農政局等に通知を発出するなどして指導の徹底をお願いしたい。

農商工等連携事業計画については、計画の認定時及び認定取得後に「農商工等連携事業者の主たる事務所の所在地のある都道府県」には情報提供することとしています。事業実施予定地域が「所在地と異なる都道府県」の場合には、情報提供がないというケースがあったため、情報提供を行うよう改善いただきたい。特にこのケースでは、計画認定時に事業実施地域の都道府県が全く関与する機会がなく、地域の実情が把握された計画となっているか不透明で、事業申請があっても円滑に進めることができない状況である。

また、国へ認定に関する相談があり、都道府県への情報提供に同意いただけなかった場合、都道府県で申請受理するための事前準備ができずに、事業を円滑かつ効率的に実施することが不可能であることから、さらなる改善を検討いただきたい。

本事業の目的を達成するために地域の実情を把握し、実施することが必要であるとのことであるが、本交付金事業の交付要件となっている総合化事業計画及び農商工等連携事業計画の認定時に、地域の実情を踏まえ、実施可能な計画であるか十分検討され、さらに都道府県への意見照会の機会を付与していただければ十分である。

なお、都道府県の主体的な考えのもと実施される事業としながら、国が認定した法定計画に基づく事業計画であることから都道府県計画作成時には都道府県の意見を反映する余地がないため、事業を円滑かつ効率的に実施する必要があるのであれば、間接補助のあり方や都道府県計画の必要性を再考し、廃止又は簡便化について検討願う。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法によらず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法に寄ることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねられるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

「農工商等連携促進法」に基づく農工商等連携事業計画については、「農工商等連携事業を促進するためを行う国及び都道府県の連携強化について」(平成27年3月11日付け26食産第4390号農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)に基づき、農工商等連携事業計画の認定時及び認定取得後に都道府県に情報提供を行っているところです。

今後、各農政局等又は地方経済産業局等において「農工商等連携促進法」に基づく農工商等連携事業計画の認定(農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する場合)に関する相談があった場合、申請者に対し情報共有の可否の確認を行った上で、相互に連携して、関係する都道府県に当該相談があった旨について情報提供を行う方向で検討します。

なお、事業の目的である農山漁村における農林漁業者等の所得向上や雇用の増大を図るためには、地域の実状を把握した上で、事業を円滑かつ効率的に実施することが必要であると考えていることから、本事業においては間接補助事業の形態を取っており、都道府県の主体的な考えのもと実施されるものとなっています。そのため、本補助事業において、補助事業者である都道府県による都道府県計画の作成、協議の手続は必要なものであり、廃止は検討しておりません。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

##### 5【農林水産省(10)】【経済産業省(7)】

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)

農工商等連携事業計画の認定(4条1項)に当たっては、農山漁村発イノベーション整備事業(産業支援型)の申請を予定する者から地方農政局又は経済産業局に対して当該計画に関する相談があった場合、円滑な事業の執行に資するよう、当該地方農政局又は経済産業局は、関係する都道府県に対して事業内容などの情報提供を行うこととし、その旨を地方農政局、経済産業局及び都道府県に令和5年度中に通知する。

##### 5【農林水産省】

(11)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平22法67)

総合化事業計画の認定(5条1項)に当たっては、当該計画案の提出があった場合、円滑な事業の執行に資するため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律関係事務処理要領」(平26農林水産省食料産業局産業連携課長通知)に基づき、都道府県と事前に十分な連絡調整を行うよう、改めて地方農政局に周知した。

[措置済み(令和5年10月11日都市農村交流課長等会議)]

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

61

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

施設園芸用地の整備に係る農地法上の農地として取り扱うことができる土地及び設備用地の明確化

提案団体

宮城県、仙台市、石巻市、岩沼市、東松島市、富谷市、蔵王町、美里町

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

施設園芸用地の整備に関し、耕作用の土を1メートル程度盛り土して農作物の栽培を行っている土地や、農作物の栽培を行っている土地と一体的に整備する必要のある貯水池、トイレ・更衣室、作業用倉庫の用地が、農地に該当することを明確化する。

具体的な支障事例

「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知)(以下「施設園芸通知」という。)により、農地法上の「農地」として取り扱うことができる一定の判断基準が示されている。

栽培棟を含めた一体的な農作物栽培のための施設整備を検討していたが、施設園芸通知では、農地として取り扱うことが可能な土地及び設備用地の例示が限定的であるため、以下のケースについて、農地として取り扱うことが可能であるか判断に時間を要している。

①耕作用の土を1メートル程度盛り土する場合

施設園芸通知における農地として取り扱うことができる「農地に形質変更を加えず、棚の設置やシートの敷設など、いつでも農地を耕作できる状態」に該当するのかが不明確である。

②栽培に用いる雨水等を貯めるための「貯水池」

栽培に用いる雨水の貯水及び汚水浄化のために必要不可欠な設備であるが、施設園芸通知で例示されている中に類似した設備がなく、同通知における農地として取り扱うことが可能であるか不明確である。

③施設の作業員及び収穫用機材格納のために設置する「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」

栽培のために衛生管理が求められ、外部との出入りが容易でないこと、多数の職員が作業をしていることから、栽培施設と一体的に整備する必要があるが、施設園芸通知に照らし、農地として取り扱うことが可能であるか不明確である。

これらのケースが農地として取り扱うことができない場合かつ当該設備用地の規模が2アールを超える場合に農地転用許可が必要とならざるを得ず、農地転用の許可事務及び農用地利用計画上の用途区分の変更に係る都道府県及び市町村の事務負担が発生する。これに加え、固定資産税の評価についても、「農業用施設の用に供する宅地」となり、「一般農地」に比べて上昇することで、土地所有者間の課税に不公平が生じるとともに、土地所有者と耕作者の間で賃料に係る交渉が難航する。

①～③のケースについて、農地法上の農地に該当するよう施設園芸通知の基準の明確化を行う。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農地転用許可及び用途区分の変更が不要となり、都道府県及び市町村の事務負担並びに当該許可申請等に係る事業者等の手続の負担が軽減される。

一般農地として課税されることで、土地所有者間の課税の公平性が確保されるとともに、土地所有者と耕作者

の間で賃料に係る交渉が円滑に進む。

## 根拠法令等

農地法第3条、第4条及び第5条

「施設園芸用地等の取扱いについて」(平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知)

「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長通知)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊勢崎市、川崎市、和歌山県

—

## 各府省からの第1次回答

①耕作用の土を1メートル程度盛り土して農作物の栽培を行っている土地は、農地です。

②施設園芸通知において「貯水池」の取扱いを明確化します。

③「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」を農地に設置する場合は、農地転用に該当します。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①盛土については、その程度も含めて、形質変更にあたらないこと(農地として取り扱うこと)を通知等により明示していただきたい。その際、「農業振興地域制度に関するガイドライン(平成12年4月1日付け12構改C第261号)」第19の1(6)において、盛土が「土地の形質の変更」に該当すると規定されていることが、判断が混乱する一要因となっていることから、当該規定との違いについても明確にしていきたい。

②第1次回答の内容では農地として取り扱うことができるのか不明であるため、農作物の栽培を行っている土地と一体不可欠なものとして整備する貯水池を農地として取り扱うことができるよう明確にしていきたい。また、通知等の発出により明確化を行う場合、早期に発出するなど早期の支障解決に向けて取り組んでいただきたい。

③今回の提案の意図は、通常の「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」といったものではなく、高度な衛生管理が求められ、かつ施設内に一体的に整備する必要がある「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」を農地として取り扱うことができるようにしていきたい、というものである。現行の運用通知等において、「トイレ、更衣室及び作業用倉庫」が「農業用施設」と規定されている背景には、今回の提案のような特殊な事情は想定されていないと考えられる。今後、農地法第43条に規定される「農作物栽培高度化施設」を含め、より大規模で高度な園芸施設が増加していくことが予想されることを踏まえ、手続の簡素化が図られることにより、そのような生産性の高い施設の導入を積極的に推進していくため、「高度な衛生管理が求められ、かつ施設内に一体的に整備する必要があるトイレ、更衣室及び作業用倉庫等」を、関連通知に明記するなど、農地として取扱うことができるよう措置を講じていただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

①、②については、取扱いが明確でない部分について明確化して十分な周知を行うこと。③については、提案団体の提案を考慮した検討を求める。

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、通知内容の明確化や周知徹底等も含め、丁寧に対応していただきたい。

## 各府省からの第2次回答

①について

農地法上、農地とは、耕作の目的に供される土地のことを指し、土地の現況に着目して判断されるものです。他方、農業振興地域制度に関するガイドライン第19の1に規定する「土地の形質の変更」は、農業振興地域制度上の開発行為の許可を要する行為を示したものであり、ここに列挙された盛土等の行為を行ったものであっても、耕作できる状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当します。これらについて周知することとします。

②、③について

施設園芸については、多種・多様な作物(品目)や栽培形態が存在し、農作物の栽培に必要な不可欠な機械・設備も区々であることから、施設園芸通知において、想定される全ての機械・設備を一律・網羅的に例示することは困難です。

このため、従来と同様に、農業委員会等において、施設園芸通知に即して、個別の事案ごとに判断いただくことが適当と考えています。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(5)農地法(昭27法229)

農地(2条1項)については、盛土等の行為を行った場合であっても、耕作可能な状態を保ったまま農作物を栽培している土地は、農地に該当することを明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

74

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合及び市町村の事業により間伐する場合について伐採届の提出を不要とすること

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合」及び「市町村の事業により間伐する場合」を追加し、これらの場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

伐採届の提出は、過剰な伐採を防ぐ森林保全の観点によるものであるが、伐採届の作成、提出及び受付等の処理が森林所有者等及び地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。

当市では、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合、森林所有者等は間伐を開始する前90日から30日までの間に伐採届を提出するが、それとは別に市は補助金の交付申請を受け、交付を決定している。補助金交付申請書に添付される事業計画書において、伐採届の記載事項である森林所有者の氏名、森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、樹種、伐採率が記載されることから、市としては改めて伐採届を提出させて確認する事項はなく、森林所有者等に伐採届を提出させる必要性はない。

また、市の事業により間伐する場合であっても伐採届の提出が必要となっているが、伐採届の提出先である市長が事業主体でもあることから、当該間伐について市の森林整備計画への適合性を伐採届によって確認する必要はなく、伐採届を提出させる必要性はない。

さらに、市の補助を受けて森林所有者等が間伐する場合及び市の事業により間伐する場合においては、事業完了検査を実施し、報告する必要があるため、伐採届による監視よりも監視体制が強化されていると認識している。

### 【参考】

当市においては、令和3年度中の伐採届件数全263件のうち、間伐に係る伐採届は109件であり、全体の約4割を占め、さらに、この間伐のうち約半数は、市の補助又は事業により行われるものである。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

森林所有者等及び市町村において、間伐に係る伐採届の作成業務や受付処理等の事務負担が軽減される。

## 根拠法令等

森林法第10条の8第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、郡山市、横浜市

○当市では森林を所有する土地所有者に対して、敷地境界付近の危険木（現在は正常であるが将来的に隣接地に悪影響を及ぼす恐れがある樹木を含む）、越境木の伐採を含む維持管理作業を行うための助成制度があります。助成をする際は、伐採届と同等な内容について記載した事業計画書の提出を求め、過剰な伐採がないかについても審査しているため、改めて伐採届の提出は必要性ないと判断します。

また樹林地の保全、活用する目的で市が整備を行う事業についても伐採届の提出が必要となりますが、令和4年度の実績では全届出数のうち約6割が市の事業となっています。併せて、電気事業者による高圧線、送電線、鉄道事業者による軌道敷、高速自動車道や道路の維持管理作業に伴う伐採届を含めると、全体の7割を占めています。これら事業についても過剰な伐採が行われることは考えにくいと、伐採届の提出は必要性ないと判断します。

なお、都市緑地法では緑地保全地域において「公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち、当該緑地の保全に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるとして政令で定められているものについて」は届出は必要性としていません（同法第8条第9項第1号、同法施行令第3条）。

## 各府省からの第1次回答

森林法では、無秩序な伐採等により森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことがないように、市町村長は伐採造林届により伐採方法等が市町村森林整備計画に適合しているか確認し、これに適合しない伐採や、無届けで伐採が行われる場合には、森林法に基づき伐採の中止命令や伐採後の造林命令を行うことが可能となっている。

### （ア）市町村の補助事業の場合

市町村への補助申請等に、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものとして取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。

### （イ）市町村が事業主体となる場合

伐採造林届は実施主体が誰であるかに関わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることのみをもって、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

森林の多面的機能の発揮に支障をきたす主伐については、市町村森林整備計画に適合しているかを確認する必要性は高いと認識しているが、本提案は間伐かつ市町村が補助又は主体の場合に限っており、その場合においては、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことは考えにくいことから提案に至った。

### （ア）市町村の補助事業の場合

記載事項が重複している、補助金交付申請書に加え、伐採造林届を提出、受付している二重の手続について、森林所有者等及び市町村の事務負担が軽減されるように検討を進めていただきたい。

### （イ）市町村が事業主体となる場合

森林法第10条の7の規定により、森林所有者等は市町村森林整備計画を遵守する義務がある。特に市町村が実施主体の場合は、市町村自らが樹立した森林整備計画を遵守しない間伐を実施することは考えにくい。また、当該間伐の市町村森林整備計画への適合の有無を審査する権限を市町村自ら有していることから、市町村が事業主体となる場合については伐採造林届の提出を不要として問題ないとする。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、補助申請等を伐採届と兼ねるものとして取り扱う運用に関して考え方を通知で明らかにするとの発言があったが、具体的内容やスケジュールについて第2次ヒアリングでお示しいただきたい。森林法に基づく指導監督権限を有し、市町村森林整備計画の策定主体である市町村が自らの事業により間伐する場合についてまで一般私人と同様に、伐採届によって当該計画への適合性を確認するという方法を義務付けているのは過剰であるため、伐採届の提出を不要とすべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

(ア)市町村の補助事業の場合

市町村への補助申請等に伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅されている場合に、森林法上の伐採造林届を兼ねるものと取り扱うことについて、令和5年度内に運用通知等により明示します。

(イ)市町村が事業主体となる場合

令和5年以内に地方自治体の実態を把握し、その結果を踏まえ伐採造林届出制度の運用見直しについて検討します。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(3)森林法(昭26法249)

(ii)森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・森林所有者等が市町村の補助を受けて間伐する場合であって、市町村への補助申請等に伐採造林届出書の記載事項と同等の内容が含まれているときは、伐採造林届出書を兼ねるものと取り扱うことが可能であることを、令和5年度中に市町村に通知する。

・市町村が事業主体となって間伐する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

## 提案事項(事項名)

施設管理上必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合について伐採届の提出を不要とすること

## 提案団体

豊田市

## 制度の所管・関係府省

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採届」という。)の提出が不要となる場合を規定する森林法第10条の8第1項各号又は森林法施行規則第14条各号に「施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合」を追加し、この場合には伐採届の提出を不要とすることを求める。

## 具体的な支障事例

現行制度では、施設や宅地に隣接する裏山の危険木や支障木を伐採する必要がある場合、必要最小限の伐採であっても伐採届の提出を要するため、施設管理者や山林所有者は迅速に対応できないという支障や提出された伐採届の処理に事務負担が生じている。

また、伐採届の提出を要していることで、施設管理者や山林所有者が迅速に対応できないことから、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性がある。

他方で、こうした伐採は伐採面積が僅少であるため、森林保全に影響を与えるものではなく、森林簿や森林計画図に反映するといった活用もされない状態にある。

なお、自然公園法では、自然公園の保全に影響を与えないような施設管理上の伐採は許可及び届出が不要とされている(自然公園法第20条第9項第5号並びに同法施行規則第12条第11号及び第14号)。

### 【参考】

当市においては、令和3年度の伐採届件数全263件のうち、施設管理上必要最小限の危険木又は支障木の伐採のケースは26件あり、全体の約1割を占めている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減される。

また、倒木による施設や宅地の損傷、市民が怪我を負うなどの危険性を回避することができる。

## 根拠法令等

森林法第10条の8第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、横浜市、福井市、熊本市、延岡市

○当市としても施設管理上、必要最小限の危険木又は支障木を伐採する場合に、伐採届の提出を不要とすることにより、施設管理者や山林所有者は迅速に対応することができることに加え、市町村においては伐採届の処理に係る事務負担が軽減されると考えている。

○当市には施設や宅地に隣接する樹林地が多く存在しているため、危険木や支障木の伐採についての申請が多くあります。現行制度では最小限の伐採についても伐採届の提出が必要であり、森林所有者や施設管理者に負担を強いてるうえ、迅速な作業ができない状況にあります。

#### 各府省からの第1次回答

ご提案のように施設管理上必要な危険木等の伐採について、事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づく事後届出で対応可能となっている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

伐採造林届の提出が不要になる場合として、森林法第10条の8第1項第9号には、「火災、風水害その他の非常災害に際し、緊急の用に供する必要がある場合」と規定されている。

本提案で伐採造林届の提出の不要化を求めている「施設管理上必要最低限の危険木又は支障木の伐採」は、施設や住宅等の保全を目的とした伐採であること及び災害等の事由により発生した危険木と判断することが難しいことから、同号が規定する「非常災害に際し」には該当しないと判断していた。

また、伐採届の本来の目的である過剰伐採等の防止や森林の適切な管理に影響を与えない必要最小限の伐採等に対して、伐採造林届（緊急伐採届）の提出を求める必要はないと考える。

さらに、自然公園法など他の法令においては、木竹の伐採に当たって許可や届出が必要とされている場合であっても、緊急の場合に限らず、宅地の木竹の伐採や枯損した木竹又は危険な木竹の伐採等について「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として許可や届出を要しないこととされている。他の法令と同様に、危険な木竹の伐採等については「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として伐採届の提出を不要として差し支えないのではないか。その上で、森林法第10条の8第3項に基づく事後届出で対応可能なケースと「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」として伐採届の提出を不要とするケースの適用関係について示していただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【横浜市】

森林法の目的から鑑みても管理上必要最小限の危険木や支障木を伐採することは当然に認めるべきであると考えます。事務負担の軽減にもつながることから「緊急の場合」であるかに関わらず届出不要としていただきたい。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国町村会】

法律の内容の周知徹底をするとともに、丁寧な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案の趣旨は、事後届出についても提出不要化を求めるものである。自然公園法など他の法律と比較して、通常の管理行為、軽微な行為その他の行為といえる伐採についてまで一律に届出を義務付けているのは過剰であるため、伐採届の提出を不要とすべきではないか。

#### 各府省からの第2次回答

施設管理上必要な危険木又は支障木の伐採については、令和5年内に地方自治体の実態を把握し、その結果を踏まえ伐採造林届出制度の運用見直しについて検討します。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

(3)森林法(昭26法249)

(ii) 森林所有者等が市町村の長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(10条の8第1項。以下この事項において「伐採造林届出書」という。)については、市町村及び森林所有者等の事務負担の軽減に資するよう、以下のとおりとする。

・施設管理上必要な危険木又は支障木を伐採する場合について、伐採造林届出書が提出されている事例及び市町村における事務の実態を調査した上で、伐採造林届出書の提出を不要とすること等について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

住宅の用に供される土地に係る農地転用許可に当たり建築条件付売買の締結を必要とする要件の廃止

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領(平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知別紙)を改正し、住宅の用に供される土地に係る農地転用許可に当たり建築条件付売買契約の締結を必要とする要件を廃止することを求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

農地転用許可制度においては、住宅の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実と認められないことから、原則として、これを認めないとされ(農地法第5条第2項第3号及び農地法施行規則第57条第5号)、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領3の(1)において、例外的に宅地造成のみを目的とするものに該当しないものとして取り扱うための一要件として、建築条件付売買契約の締結が定められている。

他方で、都市計画法上の開発許可制度においては、市街化調整区域内で開発行為の上で宅地分譲を行うには開発許可が必要であるところ、都市計画法では予定建築物を一戸建て専用住宅とする宅地分譲のための造成計画であっても特段、建築条件付売買契約の締結や配置図等の添付も求めておらず、造成計画のみをもって開発許可を行っている。

## 【支障事例・制度改正の必要性】

現行制度上、住宅の用に供される土地の造成について農地転用許可を受けるためには、建築条件付売買契約を締結していなければならないため、現行制度は次のような土地購入者と農地転用事業者との間におけるトラブルの発生を助長している。

フリープランと謳っていても建設会社側が示すプランの範囲内であることが前提となっており、買主の自由に決められる範囲がほとんどない。

建設会社の提案が気に入らないなどの場合でも業者の変更は不可である。

建築条件付土地のほとんどが、土地売買契約をしてから3か月以内に建物請負契約を締結しなければならず、期間が短いため納得のいくプランとならない。

相見積りを取ることができないので、土地購入者は建築費用の妥当性が分かりにくく比較検討ができない。

建物の工事請負契約締結後の解除は土地の手付金の放棄が必要、また、設計料等の名目で多額の費用や違約金等を請求される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

農地転用許可を得るために建築条件付売買契約を締結する案件の減少により、土地購入者と農地転用事業者とのトラブルの発生を防止できる。

## 根拠法令等

農地法第5条第2項第3号、農地法施行規則第57条第5号、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可事務取扱要領(平成31年3月29日付30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知別紙)3の(1)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

三浦市、中津川市

○当市でも建築条件付売買契約を締結する案件は極めて少ないことと、土地の有効性(自在性)が失われるため、当該要件は廃止すべきである。

## 各府省からの第1次回答

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、転用後の具体的な利用目的の達成が確実でない場合には、転用を認めないこととしている。(農地法第4条第6項第3号及び第5条第2項第3号)

宅地造成のみを目的とする農地転用については、

- ①最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること
- ②農地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目的や資産保有目的など不要不急の土地取得につながるおそれがあること

から、原則としてこれを認めないこととしている。

他方で、宅地造成のみを目的とする農地転用であっても、

- ①都市計画法による用途地域が定められている区域内で住宅地等を造成する場合や
- ②市街化調整区域の地区計画区域内で都市計画法に基づく開発許可を受けて住宅地を造成する場合(農地法施行規則第47条第5号ただし書き)

など、事業の目的、事業の実施地域等からみて、事業後に建築物等の立地が確実と認められる場合には、例外的に許可できることとしているところである。

このほか、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」(平成31年3月29日30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知)に基づき、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結して、一定期間内に建築請負契約を締結することが確実な場合については、立地が確実と認められるとして、例外的に許可できることとしているところ、ご提案のように売買の締結の要件を廃止することとした場合、立地の確実性が損なわれることから、提案の実現は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事業者の投機目的や資産保有目的など不要不急の土地取得につながるおそれを考慮して建築条件付きの契約を求めていることは、真に宅地分譲を行うものにとって、また、その分譲地を取得し住宅を建設するものにとって過剰な制限であると考えます。

農地転用においては許可に条件を付しており、転用目的どおりの転用を求めている。その条件に反し、違反転用をした場合は農地法第51条第1項に基づき違反転用に対する処分をすべきであり、農地法第64条第3号による罰則規定もあることから、事業の確実性はこれら農地法の適正な運用で確保すべきであると考えます。

今回の当市の提案は、市街化調整区域内の転用時を想定している。市街化調整区域内での宅地分譲は地区計画区域内及び都市計画法第34条第11号又は第12号に基づき対象区域を条例制定する場合などが考えられるが、同法第33条第12号に基づく市街化調整区域での都市計画法の許可では資力などを確認することで事業実施が確実であるかを確認している。

また、予定建築物を一戸建て専用住宅とする宅地分譲のための同法第30条の開発許可申請であっても、建築条件付売買契約の締結や配置図等の添付を求めておらず、造成計画のみをもって許可を行っており、なぜ農地法のみ建築条件付きの契約までを求めているか疑問である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

農地転用許可手続については、これまで進められてきた地方分権の趣旨を踏まえて地方の創意工夫が生かせるような柔軟な対応をお願いしたい。本件についても提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

農地は農地として利用されることが前提であり、農地転用については、施設整備等の転用目的があり、その用途に確実に供される場合にのみ認めることとしている。

このため、1次回答にあるとおり、宅地造成のみを目的とする農地転用については、

- ①最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること
- ②農地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目的や資産保有目的など不要不急の土地取得につながるおそれがあること

から、原則としてこれを認めないこととしている。

なお、是正命令等の事後的な措置があれば十分ではないかのご指摘については、農地は、一度農地以外のものになると元の耕作可能な状態に戻すことは難しく、本来農地として利用されるべき土地が農地として適切に利用されるよう、転用許可の段階でしっかり審査を行うことが必要である。

また、都市計画法の開発許可においては造成計画のみでも認めているのご指摘については、都市計画法の開発許可は、無秩序な市街地化を防止する観点から、予定建築物以外の建築行為の制限等を行うものであり、施設整備の確実性までを要件としているものではないことから、農地転用許可とはそもそも目的が異なるものである。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。

具体的な支障事例

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第4項により、市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めようとするときは、都道府県知事との協議が義務付けられている。また、法第4条第4項により、市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとするときも、基本方針の策定時と同様に都道府県知事との協議が義務付けられている。

当市においては、基本方針の策定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅像など、詳細な規定も含め都道府県知事と十分に協議を行っている。優良田園住宅建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している(都道府県からの意見は形式修正のみである)。当該協議には2か月から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

優良田園住宅建設計画の認定までの期間が短縮されることで、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。

根拠法令等

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

優良田園住宅建設計画(建設計画)に関する都道府県知事との協議については、以下の理由から必要であると

考えている。

<協議を経ることによって手続の迅速化等が可能となること>

優良田園住宅法第5条では、都道府県知事等は、認定を受けた建設計画に従って優良田園住宅の用に供するため農地法や都市計画法の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとされている。具体的には、農地法に基づく転用許可や、都市計画法に基づく開発許可の手続の迅速化等の配慮がなされることになる。これは、建設計画の認定に当たり、事前に都道府県知事等との協議を経ていることにより可能となるものである。

<基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること>

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針については、都市計画や農業振興地域整備計画等との調和の観点からこれらの計画との整合性を確保するために実施するものであり、その内容は、個々の土地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画については、各申請者が作成する具体の建設計画に関して、都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点による土地の所在等の妥当性を個別具体的に判断しているものであり、市町村が策定する基本方針の協議とは内容を異にするものであり、改めて協議を行う必要がある。(なお、都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。)

なお、都道府県知事との協議が廃止された場合、

① 都市計画法については

開発許可の事務に関する権限の移譲を受けていない市町村においては、開発許可権者である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続の迅速化等の配慮を受けることができず、事業者の優良田園住宅の建設事業に多大な支障が生じる恐れがあること

② 農振法や農地法については

農地転用許可権者等である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続の迅速化等の配慮を受けることができず、建設計画認定の後に農用地区域からの除外や農地転用の可否の判断が行われることになり、優良農地の保全・確保に多大な支障が生じるとともに、事業者の優良田園住宅の建設事業にも多大な支障が生じる恐れがあること、また、都道府県知事との協議を経て認定を受けた計画に従い、優良田園住宅に供する土地については、農用地区域からの除外や農地転用が原則不許可となる第1種農地についての転用が可能となるなど優良田園住宅の建設に配慮しているところであるが、仮に都道府県知事との協議の仕組みが廃止された場合、これらの特例の仕組みにも影響が生じ、必要となる用地の確保の観点からも支障が生じるものと考えられることから一律に廃止することは難しい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実務上、申請者は建設計画の作成と同時に都市計画法等の手続についても関係課と事前に調整し、それらの許可の見込みを得た上で建設計画を提出していることから、建設計画認定時の協議を都市計画法等の許可の事前審査に位置付けているという指摘は実態に見合っていない。さらに言えば、「建設計画認定時の協議」と「都市計画法等の許可に係る手続」は実質的に重複していることになる。

また、平成10年7月15日付け共同局長通知によれば、基本方針策定時と建設計画認定時の協議の観点は概ね同様であることに加え、基本方針における対象エリア内には将来的に優良田園住宅が建設されることが都道府県においても当然想定されていることから、当該エリア内における即地的な個別具体の判断は、基本方針に適合するか否かの市町村の判断に委ねても差し支えないと考える。当市の実態としても、建設計画認定時の協議は、基本方針への適合性の審査に終始しており、都道府県から「都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点」からの意見等が出されることがない。

なお、第1次回答において、「都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。」と記載があるが、当市のように都市計画法の開発許可や農地法の農地転用の権限移譲を受けている市町村においては協議を不要とするなどの例外規定を設けることも可能ではないかと考える。

以上のとおり、地方自治体の事務負担軽減等の観点から、実態に即した制度の見直しを求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、一律の廃止ではなくとも、重複部分に関する協議のあり方等、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

以下の市町村(①から③)においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないか。

①自ら開発審査会を設置している政令指定都市等

②都市計画法第 34 条第 11 号又は同条第 12 号に基づき条例により建設計画に基づく開発行為を開発審査会の議を経ずに自ら許可することとしている事務処理市町村

③都道府県が優良田園住宅の建設に係る開発行為を開発審査会の包括承認基準としていることにより、開発審査会の議を経たものとして自ら許可することができる当該都道府県内の事務処理市町村

さらに、こうした政令指定都市等(①)及び事務処理市町村(②又は③)が、提案団体のように、基本方針において農用地区域を優良田園住宅の対象区域から除き、かつ、農地転用許可の権限移譲を受けている場合は、農地の保全の観点から見ても、建設計画の認定に当たって都道府県知事と協議する必要はなくなると考えてよいか。

各府省からの第 2 次回答

(回答全文については別紙を参照されたい。)

①建設計画の認定手続を合理的に進めること

都市計画法、農地法及び農振法いずれの観点においても、都道府県との協議を一律に不要とすることは困難である。

しかしながら、都市計画法の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市、中核市、施行時特例市の場合は、都道府県が事前に開発許可基準への適合性を審査する必要性がないことから、都道府県が開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。

また、開発許可権者である地方自治体が、建設計画に基づいて行われる開発行為について、都市計画法第 34 条第 11 号又は同条第 12 号に基づき条例に区域等を定めている場合や、開発審査会において包括承認基準(あらかじめ一定のものについて開発審査会における議を経たものとし、具体の申請に係る処理については事後の報告で足りるものとする等の基準)を定めている場合についても同様と考えられる。そのため、これらの旨を周知することで手続の簡素化が図れないか検討してまいりたい。

さらに、農地法・農振法の観点からは、建設計画の認定市町村が、指定市町村や条例移譲により転用許可の権限が移譲されている市町村であり、建設計画に含まれる農地が農用地区域外の第 2 種又は第 3 種農地であって、4ha 以下である場合、都道府県の開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。そのため、これらの旨を周知することで手続の簡素化が図れないか検討してまいりたい。

②建設計画の認定手続について、基本方針と重複するものは省略するなど負担感を軽減するような工夫を行うこと

建設計画は建設事業者が定める具体的な事業計画であり、優良田園住宅の建設に関して基本的な考え方を市町村が定めた基本方針とは重複しない。特に、農地転用や開発許可等の判断に必要な土地の区域や周辺の土地利用の状況の粒度が基本方針と建設計画とは大きく異なり、都道府県知事との協議を省略することは困難である。

しかしながら、都道府県及び市町村の負担軽減を図ることは必要と考えており、農振法や農地法との調整を定めた通知において県協議の際に市町村に作成・添付を求めている書類の簡素化(例えば、基本方針や建設計画を参照すれば確認できる事項の記載の省略など)を図ることとしたい。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

5【農林水産省(9)】【国土交通省(15)】

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平 10 法 41)

優良田園住宅建設計画(以下この事項において「建設計画」という。)の認定(4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・建設計画の認定に係る都道府県知事との協議(同条4項)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)及び開発許可(都市計画法(昭43法100)29条)の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

優良田園住宅に係る敷地面積並びに建ぺい率及び容積率要件の緩和を可能とすること

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条及び第2条を改正し、市町村の策定する優良田園住宅建設の促進に関する基本方針や条例において、地域の実情に応じて優良田園住宅の要件の緩和を可能とすること。

具体的な支障事例

優良田園住宅の要件である敷地面積や建ぺい率・容積率は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令により全国一律の基準が設けられているが、地域の実情に応じた緩和が必要である。特に敷地面積 300 平方メートル以上とされる基準については、比較的地価の高い地方部の場合、住宅建設ニーズの高い子育て世代にとっては基準を満たす土地が手を出しづらい高額なものとなっており、優良田園住宅の建設が進まない状況にある。

地価や敷地面積の広さなどは、地域特性に大きく左右されるものであることから、地域の実情に応じ柔軟な対応が必要であり、必ずしも全国一律の基準である必要はないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

優良田園住宅の建設が促進されるとともに、特に住宅建設ニーズの高い子育て世代の住宅取得の促進につながることを期待される。

根拠法令等

優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

優良田園住宅の建設の促進に関する法律は、同法第1条に定めのあるとおり、「潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅」の建設を促進することを目的としている。

こうした生活を営むための必要な良好な居住環境の確保のため、小規模な敷地に空間的に余裕のない住宅が

建築されることのないよう、田園居住にふさわしい優れた住環境の形成・保護を図るための形態に関する要件として、施行令において、敷地面積の最低限度、建ぺい率及び容積率の最高限度、階数の最高限度を定めている。

これら要件は、「潤いのある豊かな生活」の確保のため、平均以上の住宅の質を担保する観点から、最低限必要な条件を全国一律の基準で定めているのであって、地域によって要件を緩和することは法目的に照らして適当でないとする。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第1条は、「多様な生活様式」への対応が求められているとも規定する。地域差が存在する中では、全国一律の基準ではなく、むしろ地域の実情を踏まえて決められる基準こそ、「潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅」の要件として最低限必要なものとする。

優良田園住宅の敷地面積要件は300平方メートル(約90坪)とされているが、当市の一般的な住宅の敷地面積は約50坪である。50坪であれば一般的な住居に加え、駐車場(2台)や庭の確保も可能であることから、都心部と比較すれば十分に法目的に合致した優良田園住宅の建設が可能であるとする。さらに、例えば敷地面積の要件を70坪程度とすれば、庭に加えて十分な広さの家庭菜園等も設置可能となり、理想的な優良田園住宅の建設が可能であるとする。

また、当市では優良田園住宅対象エリア内への子育て世帯の移住定住を推進しているところ、当市周辺での子育て世帯が希望する住宅地の購入価格帯は、1,000万円～1,200万円までが最も多いが、当市の優良田園住宅で宅地分譲を行っている物件の価格は1,700万円台となっている。そのため、当市における優良田園住宅は、敷地は広いものの子育て世帯が希望する価格帯よりも500万円程度高額なものとなっている。

以上により、「潤いのある豊かな生活」の確保のため、平均以上の住宅の質を担保する観点から最低限必要な条件に鑑みると、現行の全国一律の要件は、地域によっては「最低限必要な条件」ではなく、「十二分な条件」となっており、それが全国的にも優良田園住宅の建設が進まない要因となっていると考えられることから、地域の実情に応じた要件の緩和を可能とすることを求める。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

#### 各府省からの第2次回答

(回答全文については別紙を参照されたい。)

建蔽率及び容積率については、稠密な市街地に比して、ゆとりのある優良な田園環境を損なわせないために十分な空地率を確保するための最低限の基準としており、緩和することは困難である。また、敷地面積についても、優良な住宅としての基準という点で、統計的に見ても全国平均を下回らない妥当な数値であることなどから、緩和することは困難である。

なお、市街化調整区域は都市計画法第7条において、市街化を抑制すべき区域とされている。ご提案のような市町村における住宅課題への対応を企図し、農山村地域、都市の近郊等の市街化調整区域における住宅建設を可能とするために、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の活用のほか、関係法令に則る形で開発行為及び建築行為を認めているような事例もあると承知している。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

施設更新に係る国営土地改良事業の申請に当たっての受益農業者の同意徴集を省略できる要件の緩和

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

土地改良施設の施設更新に係る国営・都道府県営土地改良事業の申請に当たって、施設の再編や増設及び機能向上を伴う場合であっても、受益者の基本的な受益の態様に変動を生じず権利利益を侵害するおそれのないものについては、受益者の同意徴集を不要とできるよう、土地改良法第85条の3第2項の例外規定の取扱いの緩和及び土地改良法施行規則第38条の2の2の要件緩和を求める。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

施設更新事業の実施に当たっては、原則、地域内の受益者の3分の2以上の同意徴集を要するが、一定の要件に該当する場合は要しないものとされている。

土地改良法等において、この同意徴集を不要とする要件として、土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とするものであること、重要な部分(管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの)の変更を要することとならないこと等が定められている。

## 【支障事例】

当市は、水利施設の施設更新に当たって、国営土地改良事業の申請を予定しているが、当該水利施設は、農業者だけでなく不特定多数の住民が受ける利益に關与し、公共的機能を有するため、当施設更新事業における市の役割は大きく、事業費負担については、受益者負担は生じないよう市が負担するものとしている。

この施設更新事業には、ポンプ場の統廃合及び調整池の新設等一部施設の再編・増設を含むため、施設の「本来の機能の維持」の範囲を超えるとともに、施設の種類・管理方法等の「重要な部分」の変更を要するものとして、同意徴集を不要とする要件に該当しないものと認識している。当市における同意徴集に当たっては、約1万人が対象となり、準備期間含め約4年を要し、1000万円以上の費用負担が発生する等多大な業務・費用負担を生じる見込みである。

当施設更新事業は、老朽化対策・耐震化を目的としており、施設の再編・増設を伴うものであっても受益者の権利利益を侵害するおそれのないものである。このような基本的な受益の態様に変動しないものと認められる場合については、土地改良法第85条の3第2項「本来の機能の維持を図ることを目的とする」ものとするよう取扱いを緩和するとともに、「管理すべき施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であつて農林水産大臣が定めるもの」を「重要な部分の変更」とする土地改良法施行規則第38条の2の2を改正し緩和することで、同意徴集を不要とすることを求めたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意徴集が不要となることにより、土地改良区及び関係地方公共団体の費用・業務負担を大幅に軽減でき、円

滑な事業着手が図られる。

## 根拠法令等

土地改良法第 85 条の3第2項  
土地改良法施行令第 48 条の2、第 50 条の2の3  
土地改良法施行規則第 38 条の2の2  
平成 18 年農林水産省告示第 1272 号(土地改良法施行規則第 38 条の2等に規定する主要工事計画等であつて農林水産大臣が定めるもの)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、横浜市、広島市、熊本市

—

## 各府省からの第 1 次回答

土地改良事業は、一般的に、土地の環境条件を整備し、又はその利用状況を変更するものであるため、その事業の施行に当たっては、その施行地域における土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第3条に規定する資格を有する者(以下「受益者」という。)の3分の2以上の同意に基づく必要がある。ただし、土地改良区が管理する土地改良施設(これら施設と一体となって機能を発揮する施設で国、都道府県又は市町村が管理するものを含む。)の更新事業(以下「施設更新事業」という。)であつて、①当該施設の本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、②土地改良区の組合員の権利または利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについては、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

この施設更新事業における同意省略については、従来、施設の単純更新の場合しか認められなかったものの、平成 29 年に公布・施行された土地改良法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 39 号)により、その対象範囲が拡充され、例えば、受益者の営農に支障を与えない同一の用水ブロックに複数ある揚水機場(ポンプ場)の統廃合や用水需要の多様化に対応するための調整池(用水路のパイプライン化に伴う附帯施設)の新設といった一部施設の再編・増設についても、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」の範囲に含まれることとなった。このことから、当該施設の再編・増設により、土地改良区の組合員の受益の態様が変わらない場合(土地改良区の管理事業計画の同質性や組合員負担の相当性を担保できる場合)には、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして、受益者からの同意徴集手続を省略することが可能となっている。

このため、本提案については、国営土地改良事業として申請を予定している施設更新事業の内容を精査する必要があるものの、「施設の本来の機能の維持を図ることを目的とするもの」に該当し、かつ、「土地改良区の組合員の受益の態様が変わらないもの」に該当するものと想定されることから、現行制度のままで受益者からの同意徴集手続を省略することが可能と考えられる。

## 各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障事例と考えていた「調整池の新設」について、同意徴集手続を省略可能との回答をいただいたが、平成 29 年9月 25 日付け事務連絡「土地改良法等の改正に基づき同意徴集手続が簡素化される施設更新事業の事例について」(以下、「事務連絡」という。)においては、「2 (省略) 農業者の水利用に支障を与えない範囲で開水路をパイプラインに更新」と例示されているのみであり、規模の大小を含む調整池等、附帯施設の取り扱いが不明瞭で個別の事業に係る該当性が判断できないため、対象の範囲をより明確に示していただきたい。

また、事務連絡において「同意徴集手続の簡素化に当たっては、管理事業計画の同質性(告示二及び四に定める重要な部分の変更を伴わない)(省略)が条件」との記載があり、その上で簡素化の対象となる更新事業として揚水機場の統廃合やパイプライン化(調整池の新設)が例示されている。一方、調整池(貯水池)の新設や揚水機場の統廃合については、管理事業計画における重要な部分を定めた告示にある「(一)管理すべき施設の種類の貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」に該当するものと解釈してきた。当該事業は管理事業計画の変更を要するものであると認識しているが、受益の態様に影響を与えない実態に着目し、管理事業計画と同質性を有するものとして、同意徴集手続は不要と認められるべきと考えがよろしいか。

管理事業計画の規定方法や詳細度合を原因として、全国的に取扱いに差が生じることのないよう周知徹底をお願いしたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国町村会】

法改正内容等の周知徹底をするとともに、地方農政局への指導・助言等も含め、丁寧な対応を求める。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体においては、支障事例について、地方農政局との個別相談も踏まえ「管理事業計画中の重要な部分の変更を要するため同意徴集が必要」と認識していた。同意徴集の省略の可否に係る取扱いについて周知が徹底されていないと考えられるため、基本的な考え方や例示について整理し、地方農政局及び地方自治体等に対し改めて周知すべきではないか。

その際、「管理事業計画の重要な部分の変更」に関しては、事業実態に着目した上で、受益農業者の営農への影響がなく、重要な部分の変更を要しないことと判断する場合は、同意徴集の省略が可能であることを明確に示していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

(1) 「同意徴集手続の省略が可能となる対象の範囲をより明確に示す」とのご提案については、同意徴集手続の省略が可能な施設更新事業の例示について写真等を活用して分かりやすく整理するとともに、今回議論になった附帯施設の取扱いを明確にし、地方自治体等に対して周知することとしたい。

(2) 土地改良法第85条の3第2項の例外規定の適用に当たり、「管理事業計画の規定方法や詳細度合を原因とした取扱いの差」が生じるとの指摘については、事業の整備内容により同項の適用を判断することとしていることから想定されないが、地方農政局に対して、本提案を踏まえた注意喚起を図ることとしたい。

(3) なお、お尋ねの、「(一)管理すべき施設の種類の貯水池、頭首工、揚水機、水門その他の施設の区分の変更に係るもの」とは、例えば、農業用水の水源であるため池(貯水池)を廃止して頭首工に切り替えたため管理施設の種類の貯水池から頭首工に変更される場合などが該当し、揚水機の附帯施設として調整池を新設することや、揚水機を統廃合し箇所数に変更されることは、既存の「揚水機」という施設の区分の変更には該当しない。今後、同種の解釈上の誤解が生じないよう、(1)の周知と併せて、考え方を周知することとしたい。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

##### (2)土地改良法(昭24法195)

土地改良施設の施設更新事業(85条の3第1項)については、土地改良事業参加資格者の同意徴集手続を省略できる要件に関する解釈及び当該要件に関する具体的な事例を整理したパンフレットを作成し、地方農政局及び地方公共団体に周知した。

[措置済み(令和5年11月10日付け農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課長通知)]

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。  
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

## 【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

## 【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

## 各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

### 【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】

離島振興法(昭28法72)

離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

164

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

特定された抗体陰性豚に対する豚熱ワクチンの追加接種を可能とすること

提案団体

奈良県、大阪府、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種について、免疫付与状況等確認検査の結果が80%以上の豚群についても、抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、国と協議の上、その豚に対しての追加接種を認めること。

具体的な支障事例

【現行制度】

豚熱ワクチン接種推奨地域における追加接種は、国の防疫指針に沿って、農家毎の免疫付与状況の確認を行いつつ、接種適期を調整している状況である。

指針では、農場の抗体陽性率が80%以上である場合には、抗体陽性率が80%未満の豚舎又は接種群(以下「豚舎群」という。)が確認された場合のみ、国と協議の上、当該豚舎群への追加接種を行うこととされており、抗体陽性率が80%以上の豚舎群については繁殖豚等の一部を除き追加接種の必要がないとされている。

【支障事例】

農場の抗体陽性率が80%以上かつ豚舎群の抗体陽性率が80%以上であった場合、当該豚舎群の中で抗体陰性豚が特定されていたとしても、当該豚には追加接種をすることができない。農場内で1頭でも感染が判明すれば、ワクチン接種豚も含む全ての豚の殺処分が必要とされている一方で、抗体価が低く感染可能性の高い豚が特定されている場合でも追加接種が認められず、有効な対策を行うことができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

豚熱防疫において、飼養衛生管理基準の遵守とともに、ワクチン接種は極めて有効な手段である。十分な量のワクチンの供給体制が整ってきたことを踏まえ、野生いのししからの感染により豚熱がまん延している状況下で、なおかつ抗体陰性豚が特定されている場合には当該豚に追加接種を行い、農場全体の抗体陽性率を少しでも上げることは、防疫上有効であり、農家のリスク軽減に資すると考える。

根拠法令等

家畜伝染病予防法第3条の2、第6条

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針(令和2年7月1日農林水産大臣公表)第3-2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

## 各府省からの第1次回答

豚熱ワクチンについては、群として80%の免疫付与率を維持することで十分な感染防御効果を期待できると専門家からも提言されているところである。

また、

①ワクチンというものの性質上、接種した全ての豚に免疫を付与できるものではないこと、

②過去の発生事例においてワクチン接種済みの肥育豚で感染が確認されていること

から、ワクチンの接種のみで豚熱の感染を完全に防ぐことは困難である。このため、抗体陰性豚全てに追加接種を行うことは防疫上有効とはいえないことから、本病の対策についてはワクチンのみに頼ることなく、飼養衛生管理の徹底が最も重要である。

以上のことから、現在、国としては、農場の全ての豚の免疫付与を目指す追加接種については防疫対策上必要とは考えていない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県の提案の趣旨としては、農場内で1頭でも豚熱感染が認められた場合、ワクチン接種豚を含め全頭殺処分する必要がある体制の中で、特定の豚に明らかに抗体が付与されておらず、かつ飼養者が追加接種を希望する場合にあっては、当該抗体陰性豚への追加接種を認めてもらいたいというものである。

「ワクチンというものの性質上、接種した全ての豚に免疫を付与できるものではないこと」及び「過去の発生事例においてワクチン接種済みの肥育豚で感染が確認されていること」については承知しているが、接種後の抗体確認検査の結果として抗体陰性豚が特定されている場合にあっては、当該豚を限定して追加接種をすることへの希望を妨げるものではないと考える。

飼養衛生管理の徹底については各農場で可能な限り実施しているが、農場へのウイルスの侵入を完璧に防ぐ飼養管理手法が確立されていない中、農家からの明らかに抗体を所有していないことがわかっている豚への接種希望について、飼養管理の遵守の徹底を理由に認めないというのは、当該豚が万が一感染した場合の経済的損失を考えると農家の理解が得られるものではないと考える。

そのため、群として80%の免疫付与率を維持することで十分な感染防御効果があったとしても、抗体陰性豚が特定でき、かつ飼養者が追加接種を希望する場合にあっては、飼養衛生管理を徹底しつつ、農場内の陰性豚を1頭でも少なくすることは、農場内の防疫強化を実施するにあたっては有用であると考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

## 地方六団体からの意見

## 【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

我が国における豚熱対策としては、飼養衛生管理の徹底による防疫を基本としており、豚熱ワクチン接種は防疫対策の補完的なものであることは従前よりご説明しているとおりであります。加えて、肥育豚の免疫付与率が80%を超えている農場において、免疫付与率のさらなる向上を目指すことについては、

①豚熱ワクチンは完全に感染を防げるものではなく、過去の発生農場では、ワクチン接種をした豚からも感染豚が確認されていること、

②ワクチン接種の有無に関わらず感染した場合は殺処分となること、

③群として80%の免疫付与率を維持することで十分な感染流行防止効果を期待できると専門家からも提言されていること、

④必ずしも追加接種した豚全てでワクチン抗体が確認されるわけではないこと及び

⑤追加接種したとしても、ワクチンの接種日齢やその後の免疫付与状況確認検査時の日齢を踏まえると、追加接種した日から豚の出荷までの期間は限られた期間でしかないこと

から、国の政策として公費で負担することの正当性はないと考える。

また、発生が確認された場合においては、発生農場の経済的損失に対応するため、家畜伝染病予防法に基づ

き、殺処分された全ての患畜又は疑似患畜に対して家畜伝染病予防費による手当金を支払うこととしている。  
なお、これまで発生が確認された事例においては、定期報告において飼養衛生管理基準の遵守状況が良好とされていた場合であっても、後に遵守不備が指摘されたこともあるため、本病の防疫対策については、免疫付与率の向上対策よりも飼養衛生管理の徹底を優先すべきであると考えます。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における特定流通業務施設及び同施設の用に供する土地の位置付けの見直し

提案団体

岡山県、福島県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律における「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する土地」を追加する。

農地法における農地転用不許可の例外に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する施設を整備するために行われるもの」を追加する。

具体的な支障事例

流通業務総合効率化事業の用に供する施設である特定流通業務施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物流総合効率化法」という。)第2条第1項)が立地可能な場所は高速自動車国道や鉄道の貨物駅等の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に限定されているが、当該近傍地域の多くは市街化調整区域となっており、開発行為には原則として都道府県知事等による許可が必要になる。そして、物流総合効率化法の配慮規定の効果として、特定流通業務施設の用に供する開発行為は「通常原則として許可して差し支えないもの」(開発許可制度運用指針 I-7-1)とされている。

一方、上記特定流通業務施設の用に供する土地が、農用地区域内の農地である場合には、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)上の農振除外手続が、農用地区域内農地ではなくても農地である場合には、農地法上の農地転用許可手続が必要になる。現在の法制度上、特定流通業務施設は農振法及び農地法上の配慮対象施設ではないため、農振除外や農地転用許可の手続は容易ではない。このため、農村産業法や地域未来投資促進法等、他法令の規定に基づく手続を踏むことにより農振除外や農地転用許可を可能とする運用をしているが、計画策定等の負担が大きく、開発を開始するまでに長期間を要することとなっている。例えば、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成をしており、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の変更(地域未来投資促進法第4条、第5条)や土地利用調整計画(同法第11条第1項)の作成等の手続が多く、事業者及び地方公共団体に多大な時間と労力を使わせている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

流通業務総合効率化事業に係る手続の迅速化及び事業者・行政双方の労力削減、流通業務の総合化及び効率化の促進による環境負荷の低減及び労働力の確保が期待される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、同法施行令第8条第2項、同法施行規則第4条の5第1項  
農地法第4条第6項、同法施行令第4条第1項第2号へ、同法施行規則第37条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県

—

## 各府省からの第1次回答

農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのないようにするとの観点から、農振法第13条第2項各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り農用地区域からの除外を認めている。

一方、

① 公益性が特に高い事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるもの(道路法の道路等の線的施設等)の用に供される土地

② 農村産業法等の地域整備法に基づき地方公共団体が策定した計画に基づき設置される地域整備施設の用に供される土地であって、当該計画の策定に当たり、あらかじめ農業的土地利用との調整が既に行われている施設の用に供される土地

については、当該施設の立地により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められることから、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」として、第13条第2項の適用はなく、農用地区域からの除外を認めることとしている。

ご提案にある「特定流通業務施設」は、

① 特定流通業務施設を含めた総合効率化計画の策定主体は物流事業者等であり、地方公共団体が地域振興を図るために策定した公益性が特に高い事業の計画に基づく施設ではないこと

② 物流総合効率化法及び基本方針において、あらかじめ農業的土地利用等の調整を行う規定が設けられていないこと

から、これを道路等の公益性が特に高い事業の施設や地域整備施設と同列のものとして、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に含めることは適切ではなく、当該施設の整備にあたっては、法第13条第2項各号の除外要件に照らして農用地区域から除外を行った上で、農地転用の許可を受けることが適当と考える。

なお、農地法に基づく農地転用許可基準においては、流通業務施設の立地のための転用について、その性格から沿道の区域等に立地が制約されることに配慮し、

① 一般国道や都道府県道の沿道の区域

② 高速道路のインターチェンジの出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

については、原則転用不許可の第一種農地であっても、例外的に転用を認めることとしているところ。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、農振除外及び農地転用許可の「配慮」を得るため、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成や、農村産業法上のスキームを利用している。

こうした手続きにより、「配慮」を得ることで、農振除外や農地転用許可が可能となるが、農業的土地利用調整以外にも基本計画の作成と国の同意等が必要となるため、相当の事務処理負担と期間を要している。

このため、物流総合効率化法そのものに農業的土地利用との調整を行う規定を設けることにより、事務負担の軽減等をご検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

### 【全国知事会】

農振除外手続や農地転用許可手続については、これまで進められてきた地方分権の趣旨を踏まえて地方の創意工夫が生かせるような柔軟な対応をお願いしたい。本件についても提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

1次回答にあるとおり、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」とするためには、

①地方公共団体が地域振興を図るために策定した公益性が特に高い事業の計画に基づき設置される地域整備施設の用に供される土地であること及び

②計画の策定に当たり、あらかじめ農業的土地利用との調整がなされていることが必要である。

このことから、提案団体の意見のように、物流総合効率化法そのものに、地域振興に係る公益性の高い事業の計画の作成に関する規定を設けずに、農業的土地利用との調整を行う規定のみを設け、農振法第10条第4項に位置付ける(農振除外・農地転用に関する特例を認める)ことはできない。

## 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

# 令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02\_農業・農地

提案事項(事項名)

鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務における捕獲確認業務の効率化

提案団体

岡山県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)に係る捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(以下「実施要領」という。)上明確化する。また、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要とする。

具体的な支障事例

【現行制度について】

野生鳥獣による農作物被害の一層の軽減のため、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業)」を活用し鳥獣の捕獲強化に努めているところである。

当該事業に係る捕獲確認の方法は、捕獲現場において捕獲個体を実際に確認する「現地確認」又は処理加工施設において捕獲個体を確認する「搬入確認」を基本とし、これらによらない場合、写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行うこととされている。また、捕獲確認を行った市町村等の職員は「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害鳥獣捕獲確認書」(以下「捕獲確認書」という。)を作成することとされている。

【支障事例】

県下の市町村では、3種類全ての方法で捕獲確認を行っているが、市町村によっては、捕獲確認の件数が4,000件/年を超える場合がある。捕獲活動経費を交付するための証拠書類として捕獲確認書を作成する必要があり、市町村の職員にとって書類作成業務が負担となっている。

なお、捕獲確認アプリを用いて捕獲確認業務を行いたいと考えている市町村はあるが、実施要領上、可能であるか不明確なため、導入推進の支障となっている。

【支障の解決策】

捕獲確認業務について、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認が可能であることを実施要領上明確化するとともに、捕獲確認アプリにより提出されたデータでの確認の場合には、別途の捕獲確認書の作成を不要することで、事務に係る時間を短縮することができる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

確認者である市町村等の職員の事務負担が軽減され、他の鳥獣被害防止に係る業務に注力することができる。

根拠法令等

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知)別記4第2の2(2)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

横浜市、久留米市、熊本市

○鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に係る捕獲確認業務について、個体写真や証拠物をもって確認する「書類確認」を行っているが、捕獲頭羽数の増加に伴い、職員の確認及び書類作成業務が増加していることから、提案団体と同様の支障事例が生じており、本市においても捕獲確認アプリ導入の検討を行っている。

○捕獲確認アプリによる捕獲確認については、地方農政局及び都道府県担当者限りの資料である「鳥獣被害防止総合対策交付金に係る執務参考資料（令和5年4月）」のP.82において認められているが、交付申請者が確認することができる資料である実施要領においては明記されていない。実施要領に明記することにより、捕獲確認アプリの導入が促進され、市町村職員の事務負担の軽減が期待される。なお、捕獲個体の管理に当たっては、環境省が運用している捕獲情報収集システムとの連携についても検討いただきたい。

## 各府省からの第1次回答

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、実施要領別記4第2の2の(2)において、確認者（都道府県又は市町村職員）が①捕獲現場で直接捕獲個体を確認する「現地確認」、②処理加工施設で捕獲者が搬入した捕獲個体を確認する「搬入確認」、③写真及び証拠物により確認する「書類確認」による方法を規定しており、いずれの場合も確認者は捕獲確認書を作成することを必須としています。現在、実施要領において、捕獲確認に必要となる書類の具体的な提出方法は規定していないところですが、捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、その表記方法等を検討します。捕獲確認書については、実施要領に示す記載事項が網羅されているのであれば、アプリのデータを活用して効率的に確認書に集計することが可能と考えますが、確認書そのものについては、これまでに発生した不正事案への対応策として定めたものであるとともに、捕獲活動経費の支払いに係る証拠書類にもなるものですので、作成を不要とすることはできません。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答で示された、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領への捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、捕獲確認業務の効率化の早期実現に向け、表記方法等の検討をお願いしたい。また、捕獲個体の不正流用防止の必要性は重々承知するところであるが、そのために必要なデータは全て捕獲確認アプリにより集積されるのだから、そのデータがあれば証拠書類として十分であり、別途捕獲確認書の作成を要しない又は当該データを捕獲確認書とみなすこととするのでよいのではないかと。仮に捕獲確認書の作成がどうしても必要であるとしても、捕獲確認アプリのデータ活用を含め、記載内容を簡素化するなど、地方自治体の事務負担軽減に御配慮いただきたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 地方六団体からの意見

【全国知事会】  
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

捕獲確認アプリでの報告が可能である旨の明確化については、令和6年4月改正予定の実施要領に反映すべく検討を進めます。

捕獲確認書については、第1次回答で示したとおり、これまでに発生した不正事案への対応策、また捕獲活動経費の支払いに係る証拠書類となるものであるため、作成そのものを不要とすることはできません。

一方、実施要領に示す捕獲確認書は、支払根拠として必要な事項を示すとともに、参考様式とすることで事業実施主体の裁量を残しており、実施要領に示している情報が網羅されていることを条件として、捕獲確認書のデータ形式や体裁はその裁量の範囲となります。

このため、捕獲確認アプリが不正防止を確保できるソフトウェアであって、出力されるデータが実施要領に示している情報を網羅し、県が確認できると認められたものであれば、当該出力データを捕獲確認書とみなすことは可能です。

#### 令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

##### 5【農林水産省】

###### (12) 鳥獣被害防止総合対策交付金

鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象事業のうち、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業により捕獲した個体の捕獲確認方法については、捕獲従事者が捕獲確認アプリケーションを用いて地方公共団体へ報告することが可能であることを明確化するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領」（平20農林水産省生産局長通知）を令和5年度中に改正するとともに、捕獲確認アプリケーションにより出力されたデータをもって捕獲確認書とすることが可能であることを、地方公共団体に令和5年度中に周知する。